



2020年7月13日  
在日米国商工会議所

## **ACCJ、再入国制限についてすべての居住者への 同等な対応を日本政府に要望**

在日米国商工会議所（ACCJ）は、本日、日本人以外の在留外国人に対する再入国規制について2度目の声明を発表するとともに、国籍を問わず、すべての居住者に対する公正で平等な取扱いを日本政府に要請しました。

ACCJ 会長のクリストファー・ラフルアーは、「日本で生活基盤を築き、日本経済に貢献しよう」と決心している在留外国人に対して、国籍によって渡航や経済、家族に関わる機会を制限するような二重基準が適用されることはあってはならない」とした上で、「ACCJ は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の危機に対する日本政府の取組みには称賛と支持を表明しているものの、居住者の国籍は、COVID-19 に関するリスク判定や渡航特権付与の根拠にはなりません」と述べています。

在留外国人は、日本の経済・社会に積極的に貢献しており、日本に再入国する日本人よりもリスクが高いわけではありません。

ACCJ は今回の声明を通じて、現行の入国制限措置が日本の長期的な利益、とりわけ、投資先として、あるいは地域責任者となる管理職の駐在先としての日本の魅力を損なうのではないかと、いう国際ビジネスコミュニティにある懸念を表明しています。

「人道上配慮すべき事情がある場合」の例外措置で入国する渡航者が、日本国外で航空機に搭乗する前の段階で入国許可の確約が得られるような再入国許可または手続きを確立していただけるよう日本政府に要望します。

また、仕事目的の渡航や、将来的にはその他の目的での渡航を日本人に許可する措置が講じられる場合、永住権を保有する外国人およびその配偶者と子ども、日本人の配偶者または日本人の子である外国人、長期ビザ保有者およびその同伴家族、日本の就労ビザのもとで日本に居住する在留外国人にも同等に適用していただけるよう要請します。

最後に、日本政府が往来再開までの明確なタイムラインを発表するとともに、日本へ入国する際の関連手続きにおいて必要な提出書類が最小限となるような明確な施策を打ち出してくださいよう日本政府に要請します。こうした措置が取られれば、日本への適切な再入国を希望する外国人は、不安を覚えることなく計画を立て、引続き日本の経済、社会、国際関係に貢献できるようになります。

以上

###

## 2001 J

### －在日米国商工会議所について－

在日米国商工会議所（ACCJ）は、米国企業 40 社により 1948 年に設立された日本で最大の外国経済団体の一つです。米国企業の日本における経営者を中心に、現在は 1000 社以上を代表する会員で構成され、東京、名古屋、大阪に事務所を置いています。日米両国政府や経済団体等との協力関係のもと、「日米の経済関係の更なる進展、米国企業および会員活動の支援、そして、日本における国際的なビジネス環境の強化」というミッションの実現に向けた活動を展開しています。また、60 以上の業界・分野別委員会を中心に活動を行い、意見書やパブリック・コメント、白書等を通じた政策提言や、政策や経済の動向等について年間およそ 500 のイベントやセミナーを開催するとともに、各種チャリティー等の企業の社会的責任（CSR）活動にも積極的に取り組んでいます。

### 【お問い合わせ】

本件に関するお問い合わせは、在日米国商工会議所 コミュニケーション部（メール：[comms@accj.or.jp](mailto:comms@accj.or.jp)）までお願いいたします。